

## 「基本方針に照らして適切なものであること」について

川崎市まちづくり局指導部建築管理課

審査機関で適合証を受ける場合、基本方針に関する認定基準の適否も含めて審査機関により判断することから、審査機関による技術的審査に先立ち、都市の緑地の保全への配慮が必要な地域等に該当するか、調査が必要になります。調査対象事項は、概ね本市HPで確認できますが、一部の公開していない情報については本市への照会が必要になります。調査方法について下の調査対象一覧にまとめましたのでご活用ください。

### 都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針（基本方針） （告示抜粋）

4 低炭素建築物の普及の促進に関する基本的な事項 (2) 低炭素建築物新築等計画及びその認定の基本的な考え方 ③ 都市の緑地の保全への配慮 都市の低炭素化を促進する上で、都市の緑地を保全することが重要であることに鑑み、都市緑地法の緑地保全地域、特別緑地保全地区、緑化地域若しくは緑地協定、生産緑地法の生産緑地地区、建築基準法の建築協定、条例による緑地の保全に関する制限の内容に適合しない場合又は都市施設である緑地の区域内にある場合は認定を行わないことを基本とし、こうした認定に関する事務において関係部局間で十分な連絡調整が図られるよう配慮するものとする。
--

### 川崎市における緑化に関する条例について

1) 川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例第10条第1項に基づく保全地域における届出 2) 川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例第31条に基づく協議（緑化協議）
---

### ■調査対象一覧

(H31.3 現在)

	対象	指定状況等	指定状況等の確認方法	備考
1	緑地保全地域	指定なし	—	
2	特別緑地保全地区	指定あり	川崎市都市計画情報（その他の地域地区）	※2 該当する場合は要照会
3	緑化地域	指定なし	—	
4	緑地協定	指定あり（1 協定）	グランフォーラム宮崎台のみ	※2 該当する場合は要照会
5	生産緑地地区	指定あり	川崎市都市計画情報（その他の地域地区）	※2 該当する場合は要照会
6	建築協定	指定あり	川崎市都市計画情報（その他の土地規制）	※2 該当する場合は要照会
7-1	条例 保全地域	指定あり	※1 要照会	
7-2	条例 緑化協議	対象事業は要協議	下表参照	
8	都市施設（緑地）	指定あり	川崎市都市計画情報（都市施設）	※2 該当する場合は要照会

※1 保全地域に該当するかについて、別紙1により照会してください。

※2 該当する場合は、別途調査が必要になりますので、別紙1により照会してください。

・市街化区域内に該当するかについても川崎市都市計画情報（用途地域等）で確認できます。

・川崎市都市計画情報：川崎市HPトップページ → ガイドマップかわさき → 都市計画情報

### ■緑化協議の対象事業

対象事業の場合は、緑化協議の承認通知を技術的審査申請時に提出してください。

対象事業	規模
住宅	事業区域面積が500㎡以上かつ計画戸数20戸以上の共同住宅
事業所(店舗・倉庫・オフィスビル・研究所等)	建築敷地面積1,000㎡以上
公共・公益施設	建築敷地面積1,000㎡以上

詳細:川崎市HPトップページ → 事業者・就労支援情報 → 届出手続き・各種情報 → 建築・開発 → 緑化協議について

### ※補足

技術的審査を申請する際に、調査結果を別紙2にご記入の上、審査機関に提出してください。

その際、本紙及び、保全地域に該当するかの本紙からの回答文書も添付してください。